

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 4 頁 104 行目において、B-2 説は「行為の時点に存在するすべての事情を考慮するならば、法的因果関係の認められる範囲が不当に拡大するため、妥当ではない」とするが、同様の批判は C 説にも当てはまるのではないか。
- 10 2. 検察レジュメ 4 頁 108 行目において、B-3 説について、「因果関係が客観的な構成要件であるのにも関わらず、行為者の主観を考慮することは矛盾する」とあるが、「判断規定に限定を加えない」(4 頁 115 行目) C 説にも同様の批判があてはまるのではないか。
- 15 3. 検察レジュメ 4 頁 110 行目において、「複数の行為者が結果惹起に関与した場合において、行為者の認識・予見にそれぞれ差異があれば、因果関係の有無にも差が生じてしまう点に問題がある」とあるが、因果関係は行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものである¹以上、「行為者の認識・予見にそれぞれ差異」があることにより因果関係の有無が影響を受けることは当然なのではないか。

II. 学説の検討

A 説(条件説)について

- 20 条件関係があれば因果関係を認めることができるとする説²。検察側と同様の理由により採用しない。

C 説(危険の現実化説)について

- 25 刑法上の因果関係は、構成要件要素の一つとして構成要件該当性判断にかかわるものであり、刑法の処罰の適正にとって、どの範囲の結果を行為に帰属させるのが合理的かを追求するという刑法の規範的見地から限定が加わるものでなければならない。C 説はこの点、行為の危険性の判断基準が明確でないために可罰範囲が広範になり、因果関係の存否が恣意的に判断される恐れがある。よって、弁護側はこれを採用しない。

B-1 説(主観的相当因果関係説)について

- 30 行為者が認識・予見しえなかった事情については、一般人が認識・予見しえた場合でも判断の基礎とすることができないから、経験則上偶然的でないものまでも排除してしまう点で、判断の基礎として狭すぎる³ので、弁護側はこれを採用しない。

¹ 大谷實『刑法講義総論[新版第4版]』(成文堂, 2012年)207頁。

² 山口厚『刑法[第2版]』(有斐閣, 2005年)31頁。

³ 大谷・前掲 207頁。

B-2 説(客観的相当因果関係説)について

上述した通り、刑法上の因果関係は、構成要件要素の一つとして構成要件該当性判断にかかわるものであり、刑法の処罰の適正にとって、どの範囲の結果を行為に帰属させるのが合理的かを追求するという刑法の規範的見地から限定が加わるものでなければならない。行為当時の事情に
5 関して、一般人も知ることができず、行為者も知らなかった特殊の事情をも考慮に入れるのは、社会通念上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認めることになり、かかる理念に反する。よって、弁護側はこれを採用しない。

B-3 説(折衷的相当因果関係説)について

10 因果関係は客観的構成要件要素であるのに、行為者の主観を考慮することは矛盾するという指摘もある。しかし、因果関係は行為者にとって偶発的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものであり、違法有責行為類型たる構成要件の概念に鑑みても、行為の時点において行為者が認識していた事情も判断の基礎とする本説は、処罰の適正化を図ろうとする因果関係の理念と
15 合致するものである。また、構成要件は責任非難の前提ともなるものであるから、行為当時に行行為者が認識した特別の事情をも判断の基礎とするのが妥当である⁴。したがって、弁護側はこの説を採用する。

Ⅲ. 本問の検討

第1 Xの罪責について

- 20 1. Xの、Aの頭部を灰皿で数回殴打した行為について、Xに傷害致死罪(205条)が成立しないか。
2. (1)傷害致死罪における「傷害」とは人の生理的機能に障害を与えること、広く健康状態を不良にすることをいう。Xは殴打によってAを意識消失の状態にしていることから、Aの生理的機能に障害を与えたとして、Xの行為はAの身体を傷害したといえる。
- 25 (2)ア、では、Xの行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められるか。因果関係の判断基準として弁護側はB-3説を採用する。
- イ、本説では、因果関係の判断について、条件関係に加え行為時に一般人が予見可能な事情、及び行為者が認識していた特別の事情を判断の基礎とする。
- ウ、本件において、結果的にAはXによる第一暴行とYによる第二暴行を受けている。しか
30 し、Xの行為時、XにおいてYによる第二暴行の可能性を予見・認識することは不可能である。また、一般人においても意識を消失している人に対する第三者からの暴行の可能性を予見することは不可能である。よって、本件におけるYの行為は偶発的なものであり因果関係の判断の基礎とはならない。
- エ、Aの死亡結果はXの第一暴行によって発生した結果より数分早いものであり、Yの行為は因
35 果関係の判断の基礎とならないことから、Xの第一暴行とAの死亡結果の間にずれが生じてお

⁴ 大谷・前掲書 207頁。

り、Xの行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められない。

3. Xの行為とAの死亡結果との間に因果関係は認められないが、XはAに対して暴行を加え、それによってAの身体を傷害している。またその際「ちょっと痛めつけてやるか。」という考えから、身体に対する不法な有形力の行使が認められ、Aへの暴行に対する故意は認められる。また、結果的加重犯の場合には加重結果については認識、認容は不要であるところ、傷害は結果的加重犯であり、上記の通り、暴行についての認識があるため、故意が認められる。

4. 上記の事実関係よりXには傷害罪(204条)が成立する。

5. 次に、意識を消失しているAを駐車場に放棄したXの行為について、保護責任者遺棄罪(218条)が成立しないか。

10 6. 保護責任者遺棄罪の成立にはi 老年者、幼年者、身体障害者又は病人をii 保護する責任のある者がiii これらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったことが必要となる。

7. (1)本件において、意識を消失しているAは他人の保護を必要するとして病者にあたる(i 充足)。

15 (2)Xは自らの行為によってAを意識消失の状態にしたことからXによる先行行為が、Aの身柄をいったん引き受けX以外の人がない場所に運搬したことからXの排他的支配がそれぞれ認められる。したがってXにはAに対する保護責任があったといえる(ii 充足)。

(3)iiiについて、「遺棄」とは、主体と客体の場所的隔離の生じるものであることをいうところ、本件でXはAを暴行現場から5キロほど離れたレジャー施設付近の駐車場まで運搬し、放棄しているため、XはAを「遺棄」したといえる(iii 充足)。

20 8. また、Xには保護責任者遺棄の故意が存在している。

したがって、Xの上記行為につき、保護責任者遺棄罪(218条)が成立する。

第2 Yの罪責について

25 1. Yの、角材をAの後頭部めがけて数発振り下ろした行為について、傷害致死罪(250条)が成立しないか。

(1)「傷害」とは、上記の通りであるところ、Yの当該行為は、Aの脳出血を拡大させているため、Aの生理的機能を侵害しており、「傷害」したと言える。そして、その結果Aは死亡している。

(2)では、Yの当該行為とAの死亡結果に因果関係は認められるか。前述の通りに判断する。

30 ア、本件において、YはY行為時に内因性高血圧性橋脳内出血を起こしていることは認識し得ない。そのため、内因性高血圧性橋脳内出血については判断から除かれる。

そして、Yの当該行為は、木の角材という鋭利かつ殺傷能力の高いものを用いて、人の枢要部である頭部を数回殴打しており、人を死亡させるに値する行為である。よって、一般人の社会生活上の経験に照らして、Yの当該行為からAの死亡結果を発生させることは、「相当」と言える。イ、したがって、Yの行為に因果関係は認められる。

35 (3)また、故意についても、傷害致死罪が傷害罪の結果的加重犯であり、かかる場合基本犯の故意が認められればそれで足りるところ、Yは以前からAを恨んでおり、Y自身の上記行為により、Aの生理的機能を侵害することについて認識、認容しているため、「傷害」の故意が認められる。

2,よってYの上記行為につき、傷害致死罪(205条)が成立する。

IV. 結論

- 5 Xの行為につき、傷害罪(204条)と保護責任者遺棄罪(218条)が成立し、両罪は併合罪(45条前段)となる。
- また、Yの行為につき、傷害致死罪(205条)が成立する。

以上